令和5年度　市民税・県民税申告の手引き

市や県は、市民の皆様の日常生活に深く結びついた多くの市民サービスを行っています。市民税・県民税は、そのために必要な費用の一部として、市民の皆様に所得に応じて負担していただく、地域を支える大切な税金です。
国民健康保険税・各種保険料の算定、医療給付などの各種助成金や公営住宅などの各種手続きで必要となる場合がありますので、忘れずに申告を行ってください。

○申告受付日程

■受付期間　令和5年2月7日（火）から令和5年3月15日（水）まで
■受付時間　午前の部：9時から11時30分　（シープラザ釜石は9時30分から）
午後の部：13時から15時00分　（シープラザ釜石は15時30分まで）
※シープラザ釜石以外の申告受付終了時間を昨年度より30分繰上げておりますので、ご留意ください。

月	日	曜日	対象地域 午前	対象地域 午後	申告会場
2	7	火	野田町		小佐野コミュニティ会館
	8	水	小佐野町・定内町		
	9	木	甲子町第11～16地割	桜木町・新町・住吉町・礼ケ口町	
	10	金	小川町		
	13	月	甲子町第1～3地割	甲子町第4地割	甲子公民館 ※いす式階段昇降機が設置されました。
	14	火	甲子町第5～7地割	甲子町第8地割	
	15	水	甲子町第9地割		
	16	木	甲子町第10地割		
	17	金	栗林町第3～15地割	栗林町第16～24地割	橋野ふれあいセンター
	20	月	橋野町第1～32地割	橋野町第33～43地割	
	21	火	平田第1～3地割		平田集会所 ※いす式階段昇降機が設置されました。
	22	水	平田町1～3丁目・平田第4～9地割		
	24	金	鵜住居町1～5丁目	鵜住居町第1～22地割	鵜住居公民館
	27	月	鵜住居町第23～30地割、両石町		
3	28	火	片岸町、箱崎町		
	1	水	唐丹町（小白浜）	唐丹町（片岸・川目・山谷）	唐丹公民館
	2	木	唐丹町（花露辺・大曽根・桜峠）	唐丹町（上荒川・荒川・下荒川・大石・向・屋形）	
	3	金	市内全域		シープラザ釜石
	4	土	休み		
	5	日	市内全域		シープラザ釜石
	6	月			
	7	火	休み（休館日）		
	8	水	市内全域		シープラザ釜石
	9	木			
	10	金			
	11	土	休み		
	12	日	市内全域		シープラザ釜石
	13	月			
	14	火			
	15	水			

- **新型コロナウィルス感染症対策の一環として、午前と午後で申告受付地域の指定をしております。可能な限り、指定した日程で申告していただきますようお願いします。**
  また、会場ではマスク着用や手指消毒のご協力をお願いします。
- **以下のいずれかの症状がある人は、申告会場への入場はお断りさせていただきます。**
  1　37.5度以上の発熱がある
  2　咳や喉の痛みなどの風邪症状がある
- **シープラザ釜石は設備の保安、警備の都合上、午前9時までは入館できません。**
- **上記の期間中は市役所税務課窓口での申告受付は行いませんので申告会場へご来場ください。**

○問い合わせ先

〒026-8686　岩手県釜石市只越町3丁目9番13号　釜石市役所　総務企画部　税務課　市民税係
℡0193-22-2111（代表）・0193-27-8481（市民税係直通）　内線141、142

○申告が必要な人

令和5年1月1日に釜石市に住所がある人で、次のいずれかに該当する人
※ただし、所得税の確定申告をされた人は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。
（上場株式等の譲渡所得や配当所得において、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択する場合を除く）

① 営業、農業、不動産、雑所得、生命保険金（一時所得）等の収入があった人
② 給与収入のみの人で
　・給与支払報告書が事業所から市に提出されていない人（事業所にご確認ください）
　・年末調整をしていない給与収入がある人
③ 生命保険料控除、医療費控除等の各種所得控除を申告する人
④ 収入がなかった（失業中）、又は非課税収入（障害・遺族年金、失業保険等）のみの人で
　・市内在住のどなたかの扶養親族になっていない人
　・市内在住のどなたかの扶養親族になっている人のうち、令和5年度の所得証明書等が必要な人

○申告フローチャート

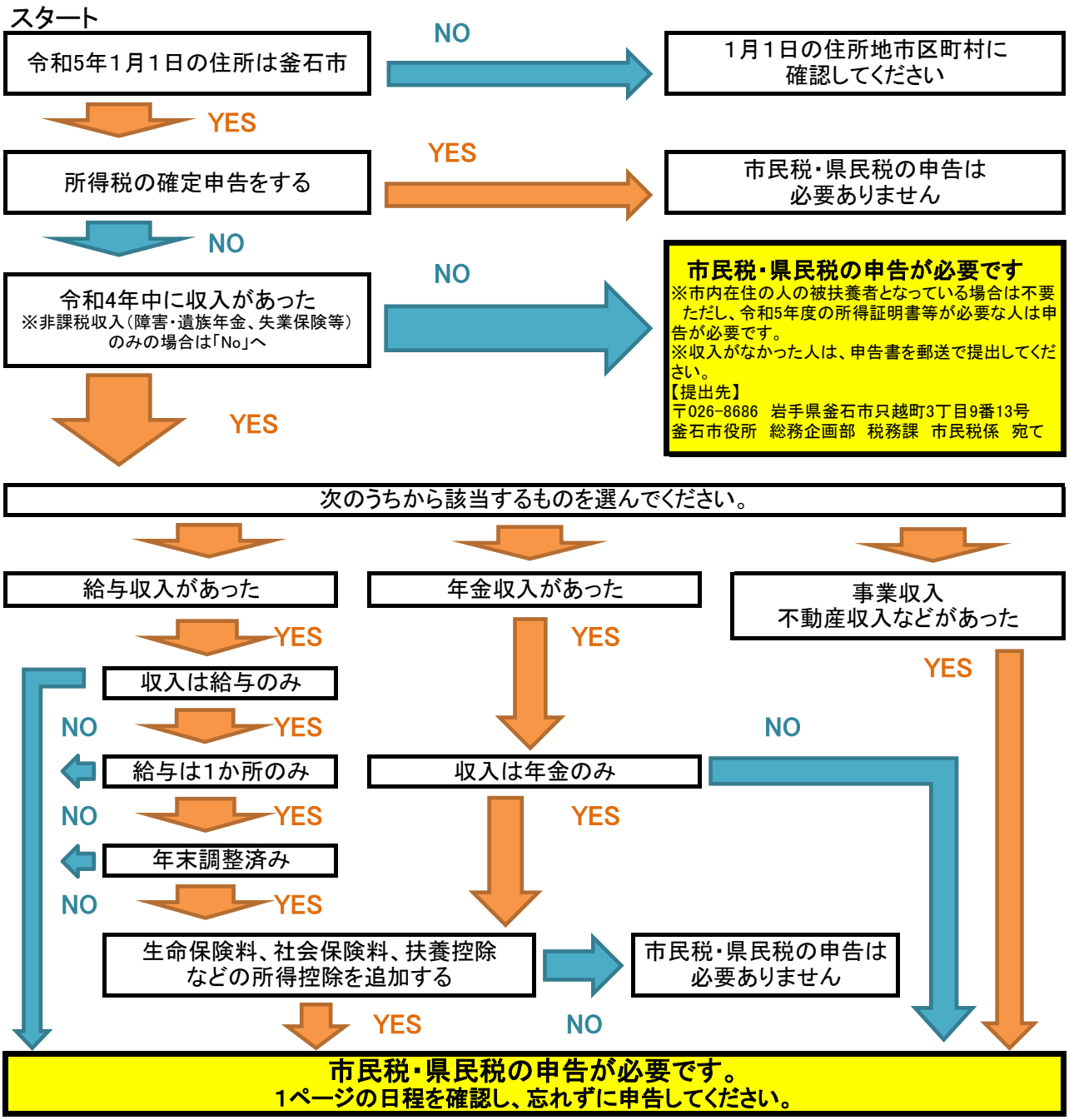

○申告に必要なもの

申告する前に必要なものをチェックしましょう。

□ 収入や経費が分かるもの（給与や年金の源泉徴収票、収支内訳書など）
□ 各種控除に必要な証明書等
□ 医療費控除の明細書（医療費控除を申告する場合）
※ 医療費控除の明細書の添付が必要となります。また、医療費のお知らせで申告する人は、医療費控除の明細書と医療費のお知らせの両方の添付が必要です。
□ 申告者のマイナンバーカード（写しでも可）
（マイナンバー通知カード+運転免許証や保険証などの本人確認書類でも可）
□ 同一生計配偶者、配偶者特別控除に該当する配偶者、扶養親族及び事業専従者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード（写しでも可）
※ 同一生計配偶者とは、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者です。
□ 申告者本人名義の振込先口座番号の分かるもの（所得税の還付がある場合）
□ 利用者識別番号が分かるもの（当番号を取得済みの場合）
※ 利用者識別番号は16桁の番号で確定申告に必要な番号です。個人番号（マイナンバー）とは異なりますのでご留意ください。
□ 黒ボールペン

○申告にあたってのお願い

2ページ『○申告が必要な人』の④に該当する人に限り、郵送でも申告を受け付けます。

郵送で申告をする場合、申告書に以下の項目を記入のうえ提出してください。

・	**令和5年1月1日の住所**
・	**現住所（令和5年1月1日の住所と異なる人のみ）**
・	**氏名**
・	**生年月日**
・	**電話番号**
・	**『1　前年中に課税対象となる収入がなかった方』 欄**

※ 事業所得などの収支計算の必要な所得を申告する人、医療費控除を申告する人は、**収支内訳書や医療費控除の明細書の作成を済ませてからご来場ください。**作成が済んでいないと申告受付にご案内できませんのでご注意ください。

○市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税の税額＝均等割の額＋所得割の額

☆ 均等割の額＝所得（収入－経費）が以下の金額（【 】の額）より大きければ、一律6,000円
・家族数（本人と同一生計配偶者と扶養親族の合計数）が1人の場合 【380,000円】
・家族数が2人以上の場合 【280,000円×家族数＋268,000円】

項　　目	市民税	県民税
均　等　割	3,500円	2,500円

☆ 所得割の額＝｛所得（収入－経費）－所得控除｝×税率（以下の表のとおり）－税額控除

項　　目		市民税	県民税
所　得　割		6%	4%
分離課税	長期譲渡所得割（一般）	3%	2%
	短期譲渡所得割（一般）	5.4%	3.6%
	分離課税には、ほかにも株式に係る譲渡所得や山林所得などの税率がそれぞれあります。		

○収入金額等と所得金額について

下記を参考に収入金額と所得金額を記入してください。

所得の種類	収入記入欄	所得記入欄	裏面記入欄	概　　要	計　算　方　法
事業（営業等）	ア	①	8	商工業や漁業、外交員などの個人事業の収入	事業によって得た収入から必要経費を差引いて所得を計算 **（収支内訳書の作成が必要です）**
事業（農業）	イ	②		農産物の生産・栽培や家畜の飼育などの収入	
不動産	ウ	③		家、アパート、事務所の家賃や駐車場代などの収入	
利子	エ	④		特定公社債の利子などの収入	必要経費がないため、収入金額と所得は同じ金額
配当	オ	⑤	9	法人から受ける剰余金の配当や投資信託の収益の分配などの収入	収入から株式の元本の取得に要した負債の利子を差引いて所得を計算
給与	カ	⑥	7	給料（アルバイト、パートも含む）、賞与、専従者給与などの収入	収入から給与所得控除額を差引いて所得を計算（5ページ参照）
雑 （公的年金等）	キ	⑦		国民年金、厚生年金などの公的年金収入 （遺族年金・障害年金は除く）	収入から公的年金等控除額を差引いて所得を計算（5ページ参照）
雑 （業務）	ク	⑧	10	原稿料、講演料又は食料品の配達などの副収入	収入から必要経費を差引いて所得を計算
雑 （その他）	ケ	⑨		個人年金など他の所得に当てはまらない収入	
総合譲渡 （短期）	コ	⑪	11	機械、車両、船舶などの資産の譲渡による収入 ※譲渡した年の1月1日時点で所有期間が5年を超えると長期、それ以外は短期	収入から譲渡資産の取得費や名義変更に要する費用など必要経費を差引いて所得を計算
総合譲渡 （長期）	サ				
一時	シ			生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金など一時的な収入	収入から必要経費と特別控除を差引き所得を計算
合計所得		⑫			①～⑨、⑪の合計

不動産や株式を譲渡した場合、山林を伐採し譲渡した場合なども課税の対象になります。
詳しくは市役所税務課までお問合せください。

給与所得の計算

給与等の収入金額		給与所得控除額		給与所得
円	―	円	＝	円

給与所得控除額の速算表

給与等の収入金額	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

以下の(1)若しくは(2)のいずれか、又は両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した所得金額調整控除が給与所得から控除されます。

(1)あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合

所得金額調整控除額＝(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%

(2)給与所得控除後の給与等の所得金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝(給与所得＋公的年金等雑所得)－10万円

※給与所得及び公的年金等雑所得の上限は10万円

公的年金等の雑所得の計算

公的年金等の収入金額		公的年金等控除額		公的年金等の雑所得
円	―	円	＝	円

【65歳未満】　公的年金等控除額の速算表

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	収入金額×25% ＋27万5千円	収入金額×25% ＋17万5千円	収入金額×25% ＋7万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15% ＋68万5千円	収入金額×15% ＋58万5千円	収入金額×15% ＋48万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% ＋145万5千円	収入金額×5% ＋135万5千円	収入金額×5% ＋125万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円

【65歳以上】

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	収入金額×25% ＋27万5千円	収入金額×25% ＋17万5千円	収入金額×25% ＋7万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15% ＋68万5千円	収入金額×15% ＋58万5千円	収入金額×15% ＋48万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% ＋145万5千円	収入金額×5% ＋135万5千円	収入金額×5% ＋125万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円

○所得から差し引かれる金額について

以下を参考に『4所得から差し引かれる金額に関する事項』及び『5所得から差し引かれる金額』を記入してください。

社会保険料控除（記入欄⑬）

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから天引きされた場合に控除が受けられます。
領収書や控除証明書等支払った金額が分かるものを提示してください。
【控除額＝支払った社会保険料の金額】

※ 配偶者、又は生計を一にするその他の親族の年金から天引きされている『介護保険料』や『国民健康保険料（税）』『後期高齢者医療保険料』は、あなたの控除の対象になりませんのでご注意ください。

小規模企業共済等掛金控除（記入欄⑭）

次の掛金を支払った場合に控除が受けられます。支払った掛金の証明書等の提示が必要です。
【控除額＝支払った掛金の金額】

・	小規模企業共済掛金（旧第2種共済契約を除く）
・	確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金
・	地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金

生命保険料控除（記入欄⑮）

あなたが生命保険料などを支払った場合に控除が受けられます。
一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料に区分され、保険会社が発行する控除証明書が必要です。

新契約（平成24年1月1日以後に契約）	
支払金額	控除額
12,000円以下	支払額全額
12,000円超32,000円以下	支払額×1/2＋6,000円
32,000円超56,000円以下	支払額×1/4＋14,000円
56,000円超	28,000円

旧契約（平成23年12月31日以前に契約）	
支払金額	控除額
15,000円以下	支払額全額
15,000円超40,000円以下	支払額×1/2＋7,500円
40,000円超70,000円以下	支払額×1/4＋17,500円
70,000円超	35,000円

※ 一般生命保険料と個人年金保険料については新契約と旧契約があります。介護医療保険料は新契約のみで旧契約はありません。

※ 一般生命保険料と個人年金保険料について新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合は、両方の控除額を合計しますが、上限は28,000円です。ただし、旧契約のみで控除額が28,000円を超える場合は、旧契約の控除額が適用されます。

※ 3つの区分の控除額を合計しますが、上限は70,000円です。

※ 控除額の計算で1円未満の端数がある場合は端数を切り上げます。

地震保険料控除（記入欄⑯）

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合に控除が受けられます。
保険会社が発行する控除証明書が必要です。

地震保険料	
支払金額	控除額
50,000円以下	支払額×1/2
50,000円超	25,000円

旧長期損害保険料	
支払金額	控除額
5,000円以下	支払額全額
5,000円超15,000円以下	支払額×1/2＋2,500円
15,000円超	10,000円

※ 控除額を合計しますが、上限額は25,000円です。

※ 控除額の計算で1円未満の端数がある場合は端数を切り上げます。

※ 1つの契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する場合は、いずれか一方の保険料の支払金額のみ適用できます。

寡婦、ひとり親控除（記入欄⑰～⑱）

あなたが、令和4年12月31日時点で寡婦又はひとり親である場合に控除が受けられます。

【寡婦控除】

配偶関係			死別		離別	
あなたの合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子	ー	ー	ー	ー
		子以外	26万円	ー	26万円	ー
	無		26万円	ー	ー	ー

【ひとり親控除】

配偶関係			死別・離婚・未婚	
あなたの合計所得金額			500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子	30万円	ー
		子以外	ー	ー
	無		ー	ー

※ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は、控除対象外です。
※ 寡婦控除でいう扶養親族とは、合計所得金額が48万円以下の人です。
※ ひとり親控除でいう扶養親族とは、総所得金額等が48万円以下の人です。

勤労学生控除（記入欄⑲）

あなたが令和4年12月31日時点で学生で以下の3つの要件すべてを満たしている場合に26万円の控除が受けられます。在学証明書を提示してください。

・	自分の勤労に基づく給与所得等がある
・	合計所得金額が75万円以下である
・	合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下である

※ 給与所得等とは事業所得、給与所得、退職所得、又は雑所得です。

障害者控除（記入欄⑳）

あなたや同一生計配偶者、扶養親族が令和4年12月31日時点で障害者である場合に控除が受けられます。手帳又は市区町村長等の認定書を提示してください。

	要件	控除額
障害者	精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等が交付されている人	26万円
	65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるとして市区町村長等の認定を受けている人	
特別障害者	障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳（1級）、身体障害者手帳（1～2級）、療育手帳（A）等が交付されている人	30万円 （同居特別障害者の場合53万円）
	65歳以上の人で障害の程度が特別障害者に準ずるとして市区町村長等の認定を受けている人	
	常に就床し、複雑な介護を受けている人	

※ 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人です。

配偶者控除（記入欄㉑～㉒）

あなたに同一生計配偶者がいる場合、以下の表に該当すれば控除が受けられます。
配偶者特別控除や事業専従者控除と重複して控除を受けることはできません。

あなたの合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用なし	適用なし

※ ほかの人と重複して控除を受けることはできません。
※ 同一生計配偶者とは、合計所得金額が48万円以下であなたと生計を一にする配偶者です。
※ 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者です。
※ 老人控除対象配偶者とは控除対象配偶者のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた人です。
※ 配偶者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
※ 配偶者とは民法に規定する配偶者であり、いわゆる内縁関係にある人は該当しません。
※ 配偶者がどなたかの事業専従者となっている場合は控除を受けることができません。

配偶者特別控除（記入欄㉑～㉒）

あなたと配偶者の合計所得金額に応じて控除が受けられます。

あなたの合計所得金額が900万円以下

配偶者合計所得金額	控除額
48万円超100万円以下	33万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	26万円
110万円超115万円以下	21万円
115万円超120万円以下	16万円
120万円超125万円以下	11万円
125万円超130万円以下	6万円
130万円超133万円以下	3万円

あなたの合計所得金額が900万円超950万円以下

配偶者合計所得金額	控除額
48万円超100万円以下	22万円
100万円超105万円以下	21万円
105万円超110万円以下	18万円
110万円超115万円以下	14万円
115万円超120万円以下	11万円
120万円超125万円以下	8万円
125万円超130万円以下	4万円
130万円超133万円以下	2万円

あなたの合計所得金額が950万円超1,000万円以下

配偶者合計所得金額	控除額
48万円超100万円以下	11万円
100万円超105万円以下	11万円
105万円超110万円以下	9万円
110万円超115万円以下	7万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超125万円以下	4万円
125万円超130万円以下	2万円
130万円超133万円以下	1万円

※ この控除の対象となる配偶者は同一生計配偶者に該当するものではありません。
※ 配偶者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
※ 配偶者とは民法に規定する配偶者であり、いわゆる内縁関係にある人は該当しません。
※ 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
※ 配偶者がどなたかの事業専従者になっている場合は控除を受けることができません。

扶養控除（記入欄㉓）

あなたに扶養親族がいる場合に控除が受けられます。

	対象となる扶養親族	控除額
特定扶養	平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた人	45万円
老人扶養	昭和28年1月1日以前に生まれた人	38万円
同居老親等	老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属（父母、祖父母等）で、あなたや配偶者と同居を常としている人	45万円
普通扶養	上記以外の扶養親族で平成19年1月1日以前に生まれた人	33万円
年少扶養	平成19年1月2日以後に生まれた人	0円

※ ほかの人と重複して控除を受けることはできません。
※ 扶養親族とは、合計所得金額が48万円以下であなたと生計を一にしている配偶者以外の親族です。
※ 扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
※ 別居（住民票上の住所が別）している場合は申告書裏面『13別居の扶養親族等に関する事項』に必要事項を記入してください。
※ 扶養親族がどなたかの事業専従者になっている場合は控除を受けることができません。

基礎控除（記入欄㉔）

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除が受けられます。

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

雑損控除（記入欄㉖）

あなたや総所得金額等が48万円以下の配偶者、その他の親族で生計を一にする人が、災害や盗難等により住宅や家財に損害を受けた場合や、あなたが災害等に関連してやむを得ず支出をした場合に、その金額に応じて控除が受けられます。

次のうちいずれか多い方の金額が控除額
（損害金額－保険金などで補填される金額＝A）
・ A－（総所得金額等×10%）
・ Aのうち災害関連支出の金額－5万円

医療費控除（記入欄㉗）

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費が、一定の金額以上ある場合に控除が受けられます。**医療費控除の明細書の添付が必要です**。
※領収書や医療費のお知らせのみでは控除は受けられません。

次のうちいずれか多い方の金額が控除額
（支払った医療費-保険金等で補填される金額＝A）
・ A－10万円
・ A－（総所得金額等×5%）

※ いわゆる人間ドッグその他の健康診断等の費用は該当しません。ただし、健康診断により重大な疾病が発見され治療をした場合は、その健康診断の費用も医療費として申告することができます。

※ インフルエンザ等の予防接種の代金は医療費として申告することができません。

※ 控除額は200万円を上限とします。

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（記入欄㉗区分1記入）

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組（健康診断や予防接種、ガン検診など）を行い、あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った特定医薬品の購入費が1万2,000円を超える場合に控除が受けられます。

重 要 な お 知 ら せ

令和3年分の確定申告から「健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の添付又は提示は必要なくなり、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付のみが必要となりました。
ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署等から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、当該書類はご自宅等で保管してください。

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品は、
その医薬品のパッケージに対象であることを示すマークがあります。
こちらのマークが目印です。

※ 控除額は8万8,000円を上限とします。

※ この特例を選択した場合は、通常の医療費控除を受けることはできませんので注意してください。

※ この特例の対象商品である場合は領収書にその旨が記載されています。

○その他の事項について

事業専従者に関する事項（申告書裏面12）

事業専従者とはあなたと生計を一にする親族で以下の要件をすべて満たしているものです。

・	令和4年12月31日時点で15歳以上である
・	あなたの経営する事業に、その年を通じて6か月を超える期間専ら従事する親族である

事業専従者1人につき、次の1、2のうちいずれか低い金額をその事業に係る金額の計算上必要経費（専従者控除）とみなすことができます。

1	次に掲げる専従者の区分に応じて定める金額	
	a：　あなたの配偶者である事業専従者	86万円
	b：　aに掲げる者以外の事業専従者	50万円
2	事業に係る所得金額を、事業専従者の数に1を加えた数で割った金額	

寄附金に関する事項（申告書裏面16）

以下の団体等に2,000円を超えて寄附した場合に控除が受けられます。寄附金の受領書などが必要です。
※受領書などには税金の優遇措置が受けられる旨が記載されている場合があります。

・	都道府県、市町村、特別区などの地方公共団体
・	県内共同募金会
・	県内日本赤十字社支部
・	その他特定の団体

☆ふるさと納税ワンストップ特例

地方公共団体（一部団体を除く）に寄附し、以下の要件をすべて満たす人が、寄附先の自治体に対し「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を提出することで、確定申告をせずにふるさと納税分の税額控除を受けることができます。この場合、所得税における控除相当額も含めて市民税・県民税で控除するため、**所得税での控除は受けられません。**また、ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人で申告することになった場合は、**「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請した寄附金も含めて申告してください。**

・	確定申告書を提出する義務がないと見込まれる人
・	寄附金税額控除以外に申告する必要がないと見込まれる人（給与以外の収入や、医療費控除などの控除を申告予定の人は該当しません。）
・	ふるさと納税の寄附を行った地方公共団体数が5以下である人